

## 東海第二原発の再稼働に改めて反対する会長声明

- 1 水戸地方裁判所は、本年3月18日、日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)に対し、東海第二原子力発電所(以下「東海第二原発」という。)の原子炉を運転しないよう命じる判決(以下「本判決」という。)を言い渡した。
- 2 水戸地方裁判所(前田英子裁判長)は、避難計画の不備を理由に東海第二原発の再稼働が周辺住民の生命・身体を侵害する具体的危険があるものと認めた。  
すなわち、本判決は、東海第二原発から半径30キロ圏内の14市町村は、避難計画を策定していないか、計画に不備があるものと認定し、日本原電は東海第二原発を運転してはならないものとした。
- 3 当会は、2012年(平成24年)5月27日開催の定期総会において、「東海第二原子力発電所の再稼働に反対する決議」を採択し、国および日本原電に対し、東海第二原発を再稼働させないことを強く求めている。  
当会は、上記決議において、東海第二原発から30キロ圏内に居住する人口は約100万人ともいわれており、国内の原発の中で最もその人口が多く、県都である水戸市もその大部分が圏内に含まれ、過酷事故が生じた場合は、甚大な被害を引き起こすことは明白であることを指摘している。その上で、事故原因を踏まえた安全対策も確立できていないにもかかわらず、停止中の原子力発電所を再稼働することは到底認められるものではないと主張している。  
本判決は、避難計画という安全対策の不備を理由に、裁判所が、日本原電に対して、東海第二原発の運転差止を命じたものであり、当会はこれを高く評価するものである。
- 4 結論  
当会は、東海第二原発という原子力発電所を県内に有する県の弁護士会として改めて国および日本原電に対し、東海第二原発を再稼働させないことを強く求めるものである。

2021年(令和3年)4月30日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修一